

# 規制改革会議 地域振興TF

## 議事次第

1. 日 時：平成19年11月29日（木）10:30～11:00
2. 場 所：永田町合同庁舎1階 第3会議室
3. 議 題：厚生労働省ヒアリング  
「国庫補助金を受けて整備された保育所の財産処分について」
4. 出席者：【規制改革会議】  
安念委員  
【環境省】  
雇用均等・児童家庭局保育課 課長 義本 博司

○安念委員 それでは、よろしく申し上げます。

○義本課長 よろしく申し上げます。厚労省保育課でございます。地域振興タスクフォースの方から、保育所の財産処分につきまして、2問お尋ねいただいておりますので、逐次、資料を用意しましたので、御説明させていただきたいと思っております。

○安念委員 よろしくお願いいいたします。

○義本課長 問1としては、財産処分について、マニュアルを作成することによって、その制度の周知を図るべきではないかということでございます。これについては、毎年度、保育所の認可の権限を持っている都道府県・指定都市・中核市の保育事務の担当者を集めました会議を定期的に行っておりまして、そこで事務手続に関する資料を配付し周知しておるところでございます。これが実質的にはマニュアルに該当すると思っておりますので、その周知方を今後しっかりやっていきたいと思っております。

具体的には、簡素化のフローチャートですとか、現行上、どういった場合に承認手続が簡素化されているか、あるいは補助金の返還が要らないものになっているかということなどをわかりやすく資料にしておりますので、それを周知していきたいと思っております。

それから、問2でございますが、財産処分に当たりまして、少子化等の社会情勢の変化を受けて廃園等となる保育所の転用、譲渡、貸与等につきまして、返還を不要とする範囲を拡大するとか、あるいは手続の簡素化等につきまして柔軟な運用をすべきではないかということでございます。

まずは、法令等から申しますと、安念委員、御案内のとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、財産処分につきましては、各省庁の長の承認を受けないで交付目的に反する使用等をしてはならないと規定しておりますので、これに基

づきまして適切な補助金の執行という観点から、承認という手続を経ておるところでございます。

これは保育所だけの問題ではなくて、社会福祉施設全体の問題ではございますけれども、その問題につきまして、個別の具体的事象に基づきまして、目的の達成状況ですとか、あるいは転用とか、譲渡する対象の事業とか、施設の種類等に着目しまして個別の要否を判断して、その上で国庫納付の要否等についても整理しているということでございます。

他方、手続の簡素化、あるいは返還の免除、減免等につきましては、既に平成12年に、これは社会・援護局長の通知でございますけれども、手続の簡素化等につきまして定めておるところでございます。それに基づきまして、私どもとしては、運用をしっかりとやっていきたいと考えております。

例えば、承認が要らないものとしては、転用でいえば、転用元が10年を経過しているとか、あるいは福祉各法の規定に基づく施設であり、転用先が国庫補助金の対象ですとか、あるいは社会福祉事業の目的に使用されるという場合につきましては、承認は要らず、報告だけで済ませておりますし、また、譲渡につきましても、無償譲渡の場合で、しかも同種事業に使う場合については返還を要しないとしております。あくまで全体の取扱いでございますけれども、こういった手続としているところでございます。ですから、私どもとしては、この運用をしっかりとやっていきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、御説明に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○安念委員 ありがとうございます。

初めに申し上げなければいけなかったんですが、お忙しいところ、わざわざお運びいただきまして恐縮でございます。資料もきっちりつくっていただいて、ありがとうございます。

御省の転用等についての手続要件の通知というのは、社援第530号なんですね。これは幾つも部局長の名前が連なっているのは、社会福祉施設全般を対象としたということなんですね。

○義本課長 そういうことです。

○安念委員 そうすると、これは技術的な問題で中身の問題ではありませんが、仮にこの中から保育所だけを取り上げて変えるとなると、少なくとも御省の中の手続的には結構面倒な話になるということなんでしょうね。

○義本課長 はい。いただきました問題意識の中では、民間の施設、ここでは民具の資料館でしたか、に転用するということですが、この問題は保育所に限らず起こる話でしょうから、個別の事情としてはお答えしにくい問題です。ですから、例えば、障害者の施設であっても、社会的な養護の施設であっても、これは起こり得る問題でございますので、私どもとしては、保育所だけを取り上げてということになると、なかなかお答えしにくいところでございます。

ですから、ここは恐らく判断としては、社会福祉施設全体の問題としてどうとらえるかということの議論をまずした上で整理しないといけないという問題だと思っています。勿論、保育所に着目して、例えば、今、幼保連携の問題がありますので、幼稚園と保育所の合築施設をつくるとか、認定こども園に転換する場合については、一部ですけれども、既に補助金の免除については措置を講じるとかいうこともしていますので、そういうことであれば別ですけれども、ただ、一般論として、こういう形でいただくと、なかなか難しいということですね。

○安念委員 さて、そこで御相談ということになるわけなんですけれども、確かに、ありていに申せば、地方の方からも、学校や、例えば、廃棄物処理施設などについては、何とかしてくれないかという、非常に差し迫った御要望があるのに対して、保育所というのとはもと、そんなに規模の大きいものは特に田舎にはございませんから、こうだったらいいなというアイデアがあるという段階で、多くの自治体さんから、今すぐにもこうしてもらわないものすごく困るんだという御要望があるというふうには我々も思っていないんです。

ただ、考えてみますと、これは義本課長に申し上げるのは全く釈迦に説法なんですけれども、地方の場合は、老人系、あるいは障害者系の福祉施設と、保育所の場合は相当事情が違って、年寄りが増える一方という事情がございます。それに対して保育所は、私の田舎などもそうなんです、本当に子どもがいない。それは前からわかっていたことだろうとおっしゃるかもしれないが、例えば、年少組 10 人とか 15 人などというところもあって、そうとなると、数人いなくなっただけでも相当大きなボリューム減になるわけです。

ですから、人口減の中で、保育所の全部または一部が、放っておくと荒れるということもあるし、何とか転用しやすくなるんなら、それはそれにこしたことはないというお話があることは、これは少なからずあるわけなんです。そうとしますと、今、御説明いただいた御事情はよくわかるんですが、福祉施設であっても、それぞれの性質に応じた現実的な扱いをしていただくような方向というのは出していただけないものでしょうか。

○義本課長 安念委員の御指摘は、いわゆる都市部で今、保育所が足りない状況であります。田舎になると、これは幼稚園もそうですけれども、子どもが減っていますから、転用、あるいは、幼稚園と保育所を合築するとかいう動きが出ているのが一般的で、そこをどう有効活用していくかという議論はあるのは事実です。

ただ、この財産処分につきましては、ルールとしまして、社会福祉施設に着目して今までこれを処理しておりますので、例えば、社会福祉施設の中には障害系もあれば老人系もありますし、児童福祉施設の中でも、保育所だけではなくて、乳児院とか、社会的養護施設、いろいろございまして、そういう中で、保育所だけ取り出して手続を簡素化するということで、わかりましたとは、なかなか難しいということなんです。ですから、全体をどう考えるかという問題だと思うんです。

○安念委員 確かに、原則10年たてば何とかなるわけだから、その間の何年かくらい待てませんかという話もあるわけだろうし、今、私がお願いしているようなことに対して、再反論をいただくのは、ある意味で私も簡単にできてしまうというところがあるのは確かなんです。

○義本課長 なかなかかみ合わないんですね。

○安念委員 一方では、税金を使って建てたものなんだから、ちゃんとした見通しを立てなかった人が悪いんだ、そう勝手なことは言わせないと、これはそのとおりなんですよ。そのとおりなんだが、やはり人口減の影響をより受けやすい施設と、そうでないのは、どうもある感じがするんですね。つまり、老人や障害者の方は、こういう言い方をしては何ですが、なかなかほかに移るということはできませんから、そういうところの施設は引き続き要る場合が多いんですけれども、学校と幼稚園、保育所のたぐいは、課長も今、御指摘のように、要するに、親が動いてしまえばそれまでの話ですから、予期せざる人口減によるインパクトというのは、多分、社会福祉系の施設に比べるとやはり大きいことは否定できません。その辺、どうでしょうか。

見通しを厳しくやらなければいけないというのは全くそのとおりなんですけど、思わざる人口減とか、あるいは最近ですと町村合併もありまして、合併してなければ、どうしたって自前で持っているざるを得ないものを、まとめてしまった方が早い、給食だっておいしいものをつくれるというような事情もあるやに聞いておりますので、いかがでしょうか。

例えば、保育所というカテゴリーを取り出して別にやれとお願いするのはなかなか難しいのであれば、なかなか地方公共団体の責には帰しにくい事情がある場合には、何か特例があるといったような整理の仕方というのはいかがなものでしょうか。今でもある程度のお答えを多分いただいているんだろうと思うんですけれども。

○義本課長 これは、多分、事務局には申し上げているのですが、結局、財産処分の問題については、本当に縦割との御批判をいただくかもしれませんけれども、会計的な問題の処理と、社会福祉施設というふうなカテゴリーの中でとらえていますので、それを制度を取りまとめています福祉基盤課というところが一義的に考える話なんです。ですから、そういう御要望をお伝えすることは可能ではありますけれども、委員おっしゃった人口減とか、社会的諸事情によった対応ということが可能かどうかということになると、これは本当に変な話なんですけど、正直申し上げて、福祉基盤課を呼んでいただいて、そういう話をぶつけていただく方がむしろ建設的ではないかなという感じはいたします。

ただ、私どもの保育の関係で言えば、例えば、幼稚園と合築を進めるとかいうことは政策的にありますし、そういうふうなことについては、個別の事情として、今までも、いろんな取組みをしていましたし、これもやらないといけないと思っています。認定こども園もこれから出てきますし、まさしく委員がおっしゃったように、結局、子どもは少なくても、子どもはやはりいるわけですからね。それをどう対応するかとか、あるいは保育所とか幼稚園に行っていないお母さん方への支援がありますからね。

○安念委員 子育て支援がありますからね。

○義本課長 ですから、そういう面では、その対応というのはあり得ると思うんです。その辺は仕切り方の問題かもしれませんが、そういうふうにしかるべく、私どもの土俵でお話できることであれば、これは議論させていただく余地はたくさんあると思うんですけれども、もし、今おっしゃったような切り方をなさるのであれば、福祉基盤課をむしろ呼んでいただいた方がいいかなという感じがいたします。

○安念委員 そうですか。このフローチャートも本当によくできたもので、常識的に考えれば、これはもっともなんですね。ただ、これも本当に釈迦に説法だが、社福といっても、社福の力は本当に各地で違いますね。任せられるところと、形骸化とまでは言えないけれども、なかなかマンパワーが備わっていないところもあって、手近に社福で、ではといって、すぐに乗ってくれるかというところ、これもなかなかね。

○義本課長 そうですね。周知する方法としては、担当者会議で配るというだけではなくて、今、それこそウェブとか発達した時代ですから、既にそういう方々、多分、これは、恐らく手続をするとなると、政令市とか中核市だけではなくて、多分、市町村にも必要になります。

○安念委員 もともと田舎の市町村はそんなに能力が高くはない上に、仕事の洪水で、手が回らないで、自分から調べろといっても、これは無理ですので、そこはちょっと厚労省さんにお骨折りいただいて、現場の人間にまで情報が行き届くようにしていただけないか。

○義本課長 ここは工夫します。

○安念委員 ホームページだけでは見ませんよ。

○義本課長 そうですか。ホームページは見ませんか。

○安念委員 私は見るけれども、毎日毎日更新される厚労省のホームページを常にモニターしているといっても、それは無理な話です。

○義本課長 自治体に伝える方法としては、どういう方法があるんでしょうね。

○安念委員 数は減ったとはいえ、2,000あるものを、厚労省さんが全部ブロックごとに集めるといっても、それは無理な話だから、認可権者の会合では紙をまいていただいているわけですね。ならば、市町村に説明するときのマニュアルをつくっていただいて、あなたたちが市町村にはこういうふうに言ってくれと、市町村というか、この場合は都道府県だけでいいわけですが、こうやれと、難しいことがあったら、あなたたちが答えないで私が答えると、こういうふうに言ってもらえばいいのではないかと。

○義本課長 資料自身はかなり細かいところで、かなり丁寧に説明していますので、実質マニュアルに近い状態ではありますので、それを都道府県などで読み込んでいただければ、問題ないと考えます。

○安念委員 マニュアルは、中央官庁がおつくりになることだから、レベルは高いんですよ。問題は、現場の人がそれを読むかどうかなんです。つくっても読まないことが十分あ

り得るので、何とか読むように仕向けていただくというのがマーケティングの妙です。文科省さんなどもよくおっしゃるんだが、まいています、そのとおり。勿論、紙は非常によくできているんです。ところが、都道府県協議で止まってしまう。施設を持っているのは市町村です。実際にオペレーターは市町村ですから、やはり市町村の窓口の人間まで、しっかり伝わるなどということは私も全然期待しておりませんよ。なかなか面倒な仕事ではありますけれども、ホームページはちょっと。

○義本課長 そうですか。

○安念委員 そんなに見ていません、田舎の人間は。

○義本課長 一番見るのは、変な話ですけども、ちょっと雑談めいて恐縮ですが、保育料滞納が問題になったときは、市町村も結構関心が高くて、マスコミにしっかり取り上げていただくというのが一番大きいんです。それがなかなか、この問題ではないですからね。

○安念委員 これはちょっと、みのもんに説明に行ってもなかなかわかってもらえない。それはまた工夫していただくということで、私の方もまた地方の要望を聞きたいと思えます。

それは一種の宣伝広告、マーケティングの問題ですが、やはり転用処分等の手続簡略化の、いわば実態的な面なんですけど、どうでしょうか。保育施設に関して、先ほど申しましたように、自治体の責めには帰しがたい事情があるという場合に、特例をできる限り前広に認めていただくといったような御検討の可能性はいかがでしょうか。

○義本課長 繰り返して恐縮ですけども、ここでわかりましたとはなかなか言えませんので、そこはさっき言ったように、制度の取りまとめ課から、直接責任あるところに判断いただく話ではないかなと思います。

○安念委員 何とか基盤課というところですか。

○義本課長 福祉基盤課です。

○安念委員 福祉基盤課、なるほどね。

○義本課長 結局、保育所だけではなくて、乳児院だって、社会的養護施設だって、子どもの数が減る中において、整理するとか、共通する問題を持っていますから。

○安念委員 わかりました。それは教えていただきました。どうですかね、そこを押した場合に、動きそうですか。義本さんから強くプッシュしていただくということを前提にしての話です。

○義本課長 どこまでそういう問題が広がるかなんですね。そういうふうなことだと思いますので、何とも言えないところがあります。そういう御要望があった旨はお伝えします。

○安念委員 わかりました。では、一度また。

どうぞ。

○厚生労働省関係者 今、都道府県ということでは言われたんですけども、補助金の制度が変わりまして、直接市町村が補助金を申請する形になったんです。ですから、疑問点が生じた場合というのは、直接私どもの方に照会が来て、それを受けてしっかり対応してい

ただいています。中央で都道府県にもちゃんと指導します。あちらは認可権を持っていますので。実際に処分をするという形になりますと、市町村ですので、市町村の方から私どもに、疑問点がありますということで照会が来るので、そういった点では、ある程度、知られているといった方が正しいし、難しい点があれば、こちらが丁寧にお教えしているという現状でございます。

○安念委員 ああ、そうですか。わかりました。その事実は承りました。

○義本課長 伝えることは、工夫の余地はあるでしょうから、やらせていただきますけれども。

○安念委員 案外伝わっていないものです。それは御省の関係ではないんだけど、文科省との関係では嫌というほど知らされました。

○義本課長 結局、そういうことが問題にならない限りは、関心にならないですね。

○安念委員 それはだれだってそうなんです。問題にならなければ紙などは読みはしない。それは当たり前ですから責めるわけにもいきませんね。では、私どもももう一回、基盤課さんとお話し合いをして、保育課にもまた御助力というか、御指導賜りながら、もう少し制度面で何とかならないかということと、もう一つは、私ども自身の宿題として、地方の具体的なニーズがどういうふうな形であるかということ、具体例があった方がいろんな意味で説得がしやすいでしょうから、それも調べてみることにいたしたいと思います。

事務局の方からはよろしいですか。

今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。